

令和2年1月10日（金）
関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会
【事務局】

国土交通省 関東地方整備局
河川部 河川環境課

記者発表資料

第7回 関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会を 1月20日（月）に開催します！

『関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会』は、関東地域において、多様な主体が協働・連携し、コウノトリ・トキを指標とした河川及び周辺地域における水辺環境の保全・再生方策の推進と併せて、にぎわいのある地域振興・経済活性化方策に取り組み、広域連携モデルとしてのエコロジカル・ネットワークの形成によるコウノトリ・トキの舞う魅力的な地域づくりの実現を目的としています。

なお、本協議会の基本方針等は、関東地方整備局ホームページに掲載しています。

(http://www.ktr.mlit.go.jp/river/chiiki/river_chiiki00000035.html)

この度、第7回目となる関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会を、以下のとおり開催することとなりましたので、お知らせします。

1. 日時 令和2年1月20日（木）15:00～17:00（予定）
2. 場所 大宮ソニックシティビル 6階 602会議室 ※別添－3参照
(埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル)
3. 内容 今年度の各専門部会の取り組み状況等（予定）

- ・本協議会は“公開”で行います。
- ・傍聴、取材を希望される方は、1月16日（木）12時迄に、「傍聴申込用紙」（別添－1）に、必要事項を記入のうえ、メールまたはFAXにてお申し込み下さい。
- ・会場スペースの都合上、申込者多数の場合は傍聴できない場合もございます。
- ・冒頭から会長挨拶まではカメラ撮影が可能です。
- ・傍聴につきましては、傍聴要領（別添－2）に則って会場へ入室していただきます。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川県建設記者会、埼玉県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 TEL.048-601-3151(代表)、FAX.048-600-1379

河川部 河川環境課 課長 よしかわ こうじ 吉川宏治(内線3651)

課長補佐 くろぬま ひさし 黒沼尚史(内線3656)

■傍聴申込用紙

別添－１

本紙送信先：（公財）日本生態系協会（本会運営補助業務受注者）

（ メール：2019kanto-econet@ecosys.or.jp
FAX：048-649-3859 ）

以下に必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

参加区分 ご希望の区分を ○で囲んでください		傍聴 取材 (マスコミ)
(ふりがな) 氏名		
所属 団体名・会社名を ご記入ください		
連絡先 かならず どちらか一方は ご記入ください	電話	
	メール	

- ・当日は、送信済みの本紙をご持参ください。
- ・メールにてお申し込みの場合、本紙に必要事項を記入のうえ、PDF形式にて送信してください。
- ・申し込み後、傍聴者が変更になった場合はご連絡ください。
- ・ご提供いただいた個人情報は、政府機関の保有する個人情報の保護に関する法律に則り、傍聴者の登録のために利用し、厳正な管理により取り扱います。

(趣旨)

第1条 この要領は、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会規約の第8条第2項の規定に基づき、関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人)

第2条 傍聴人とは、協議会の許可を得て、協議会を傍聴する者とする。

(協議会の開催の周知)

第3条 協議会の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の7日前までに一定の方法（インターネット等）により、周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、協議会の名称、日時、場所、協議事項、傍聴の可否、傍聴手続、その他必要な事項とする。

(傍聴の申出等)

第4条 傍聴を希望する者は、第3条協議会の開催の周知により示された傍聴手続きに則り、傍聴の登録手続きを受けなければならない。

2 傍聴可能者は、受付にて名簿での確認を行った上で会場に入室するものとし、協議会の指示に従って着席すること。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、会場の秩序を乱すおそれのある行為をしてはならない。

(撮影・録音等の許可)

第6条 傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。

ただし、協議会の許可を得た場合はこの限りでない。

(事務局員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて協議会の指示に従わなければならない。

(傍聴違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、本要領に違反するときは、注意し、なおこれに従わないときは退場させることができる。

(その他)

第9条 この要領の変更や規定に定めなき事項については、協議会で定めるものとする。

附則

この要領は、平成26年 2月13日から施行する。